

# 青少年の健全育成の推進

## 1. 青少年の体験活動の推進

(前年度予算額 241,357千円)  
26年度予定額 214,979千円

### [事業要旨]

青少年が自立への意欲を高め、心と体の相伴った成長を促進するため、全ての青少年の生活に体験活動を根付かせ、社会との関係の中で自己実現を図れるよう、自然体験や社会体験など多様な体験活動の機会を充実するための取組を推進する。

### [事業内容]

- (1) 子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業【新規】 8,752千円  
「地域」を基礎として、家庭、学校、青少年関係団体、NPO等をネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施等を円滑化するための「地域プラットフォーム」を設置する。

【地方公共団体へ委託】

( 59,852千円)

- (2) 青少年教育施設を活用した国際交流事業 59,852千円

青少年教育施設を中核として、周辺のスポーツ・文化施設及び教育関係機関等と連携しながら、地域の特性を生かした自然体験活動等を通じて東アジアを中心とした海外の青少年との相互交流を実施する。

【民間団体等へ委託】

(参考：東日本大震災復興特別会計)

- 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 324,468千円  
【新規】

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

【福島県へ補助】

## 2. 子供の読書活動の推進

(前年度予算額 39,150千円)  
26年度予定額 46,849千円

### [事業要旨]

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が平成25年5月17日に閣議決定されたところであり、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

## 【事業内容】

- (1) **子供の読書活動の推進等に関する調査研究【新規】** 7,221千円  
第三次子ども読書基本計画を踏まえ、子供の読書活動の推進に関する取組についての評価・検証と今後の施策の基礎資料とするための調査分析を行う。  
【民間団体等へ委託】
- (2) **読書コミュニティ拠点形成支援** 29,828千円  
学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進するため、「子どもの読書活動推進ネットワークフォーラム」を全国各地で開催し、それぞれの取組の紹介や子ども読書活動推進計画をはじめ、子供の読書活動を推進する諸施策（家読、<sup>うちどく</sup>ビブリオバトル）等に関する情報提供等を行う。  
【都道府県教育委員会等へ委託】

## 3. 青少年を取り巻く有害環境対策の推進

（前年度予算額	64,706千円）
26年度予定額	38,399千円

## 【事業要旨】

インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、関係府省庁やP T A等と連携しつつ、保護者及び青少年に直接働きかける啓発と教育活動等を総合的に推進する。

## 【事業内容】

- (1) **青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業【新規】** 6,696千円  
青少年のスマートフォンを所有する割合や、スマートフォンなどを通じてインターネットを活用する割合及び平均的な利用時間が増加傾向にあり、ネット依存への対策が課題となっていることから、青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラム等を実施する。  
【民間団体等へ委託】
- (2) **有害環境から子供を守るための推進体制の構築** 29,897千円  
関係府省庁やP T A等と連携しつつ、保護者及び青少年に直接働きかける「ネットモラルキャラバン隊」による学習・参加型のシンポジウムを開催するほか、ワークショップ、普及啓発リーフレットの作成などを実施する。また、スマートフォンなど日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、地域における先進的な有害環境対策を推進する。  
【都道府県教育委員会・民間団体等へ委託】

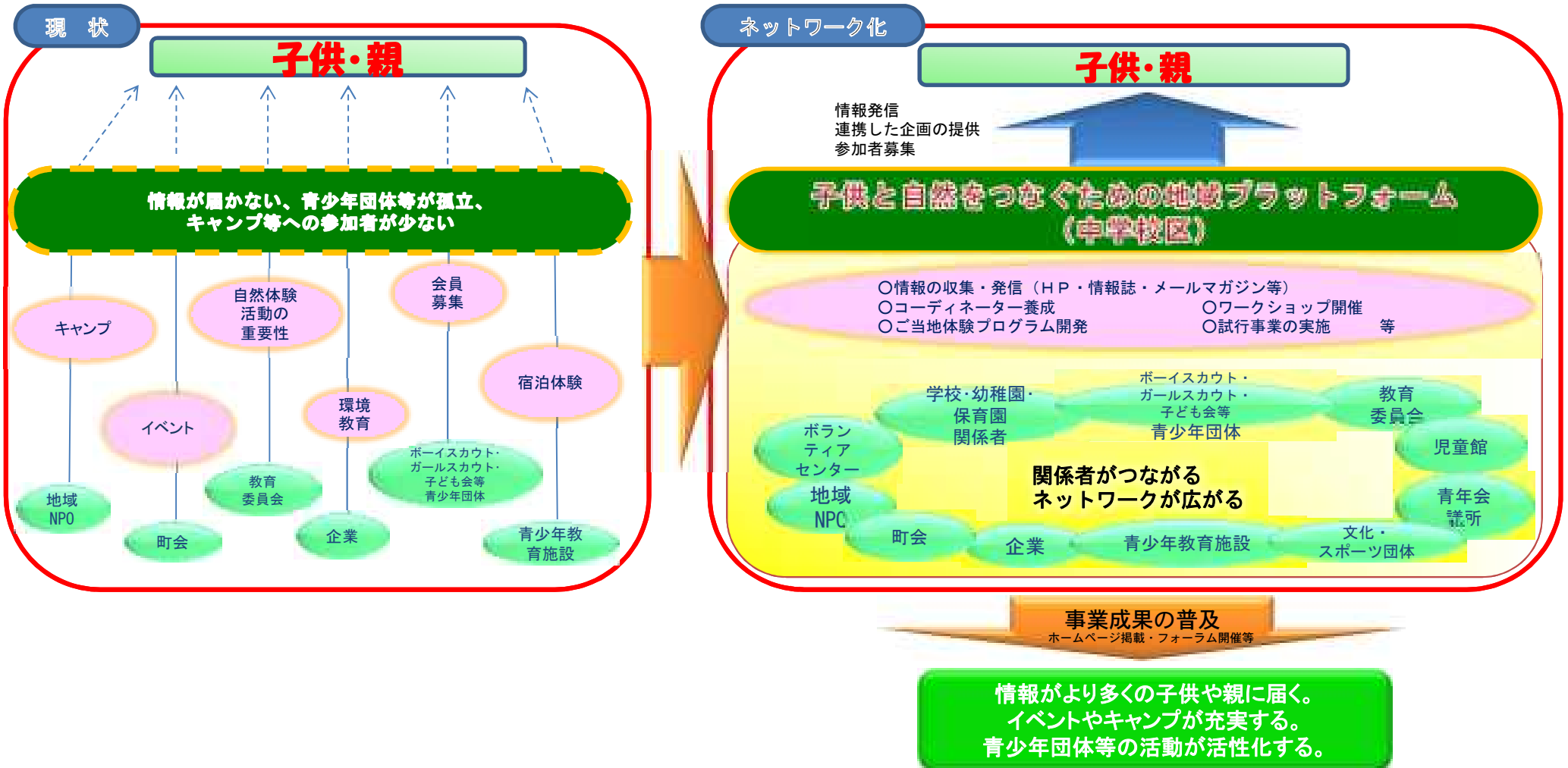
# 子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業

(新 規)

26年度予定額：8,752千円

青少年の自然体験活動の推進を図っていくためには、「今後の青少年の体験活動の推進について」(H25.1.21 中教審答申)で提言されているように、地域の様々な関係者が協力し、地域の教育資源を活用した持続的な取組を活性化させていくことが重要である。

そのためには、「地域」を基礎として、家庭、学校、青少年関係団体、NPO等をネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施等を円滑化するための「地域プラットフォーム」が必要である。



# 青少年教育施設を活用した国際交流事業

(前年度予算額：59,852千円)  
26年度予定額：59,852千円

## 経緯

- 異なる文化や価値観による考え方を受け入れる能力や態度を育成する必要(中教審答申(平成25年1月25日))
- 子どもたちに国際的な視野を持たせる様々な交流機会の提供(教育振興基本計画(平成25年6月14日))
- グローバル人材育成のための青少年交流等の機会充実(グローバル人材育成戦略(平成24年6月4日))
- 海外の青少年招聘事業の実施、日本の青少年との交流(観光立国推進基本計画(平成24年3月30日))

## 目的

日本と海外の青少年との体験活動・交流プログラムを提供することで、海外の青少年の日本に対する理解増進を図るとともに、東アジアを中心とした海外の青少年との国際交流体験を通じて、日本の青少年の国際的視野を醸成し、東アジアの中核を担う次世代リーダーを養成する。



## 効果

### <教育的効果>

- ・国際的視野の醸成
- ・次世代リーダーの養成
- ・異なる文化や価値観の理解
- ・コミュニケーション能力の向上

### <社会的効果>

- ・地域のつながりの強化
- ・地域の社会的活動を担う人材の育成
- ・地域経済の活性化

### <その他効果>

- ・日本に対する理解の増進
- ・将来の親日層の形成
- ・観光産業、文化関連産業の振興
- ・リピーター訪問客の拡大

- ・国際交流プログラムにおいて、中心的な役割を果たした、又は海外に深く興味をもった日本の青少年を交流相手国へ派遣。
- ・リーダーシップを発揮させる場の充実。

国際的に活躍できる人材の育成



# 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

(新規)  
 26年度予定額 : 324,468千円  
 (うち東日本大震災復興特別会計 : 324,468千円)

## 趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

## 事業内容

- (1) 対象者 福島県内の幼児・児童生徒(小中学生)
- (2) 実施主体 福島県(教育委員会)
- (3) 対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
  - 自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)
  - 福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動
    - 福島県内【1泊以上】
      - ※ただし、社会教育団体等が実施する場合は、夏休みや冬休みを利用したおおむね1週間以上の活動
    - 福島県外【おおむね1週間以上】
- (4) 補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費



### 子ども・被災者生活支援法

#### ◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、(中略) **自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策**(中略) その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律  
 (平成24年6月27日法律第48号)

### 被災者支援施策パッケージ

#### 1. 子どもの元気復活

**福島県及び福島県外において、自然体験活動を実施します。**

(主な施策)  
 ・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動を実施。

(平成25年3月15日)  
 原子力災害による被災者支援施策パッケージ

### 福島県からの要望

#### 10. ふくしまっ子体験活動応援事業の継続への支援について

子どもたちの体験活動支援を継続し、子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育成するために、**体験活動や交流活動を充実することができるよう支援するとともに、自律的な復興が推進されるよう財源を確保すること。**

(平成25年6月12日)  
 「復興・再生に向けた要望」

### 被災者生活支援基本方針

#### (5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

(主な具体的取組)  
 ・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動を実施。**今後、学校等が実施する自然体験活動・交流活動事業について、福島県内のほか新たに福島県外についても支援を検討。**

(平成25年10月11日)  
 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針



# 子供の読書活動の推進等に関する調査研究

(新規)  
26年度予定額：7,221千円

## 現 状

- ◆子供の読書活動の現状は、依然として学校段階における差が生じており、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合(不読率)は、小学生5.3%、中学生16.9%、高校生45.0%と、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にある。(平成25年度)
- ◆市町村における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画である市町村推進計画の策定率は、市76.4%、町村45.3%であり地域間の差が顕著となっている。(平成24年度)

## 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の目標等(平成25年5月17日閣議決定)

- ◆不読率を今後10年間で半減(平成34年度:小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下)を目標に、おおむね5年後に、小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下を目指す。
- ◆市町村推進計画の策定率を、第三次計画の期間中に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画の策定を目指す。

## 調査研究の実施

文部科学省  
(委託事業)



民間団体



調査研究検討委員会の設置

【検討委員会のメンバー構成】

- 読書関係有識者
  - 読書推進団体
  - 教育関係者 ●行政関係者
- ※文部科学省連携



### 子供の読書活動の取組に関する調査研究

#### ○高校生の不読率改善のための調査分析

- ・読書活動優秀実践校における読書活動の実態把握(不読率、学年別、男女別等)
- ・学校における読書活動との分析評価
- ・地域における読書活動との分析評価

#### ○市町村推進計画策定率向上に向けた調査分析

- ・問題点の把握と分析
- ・策定率が高い都道府県と域内の市町村の調査分析
- ・計画策定までの取組内容の分析評価



子供の読書活動に係る環境整備と促進

## 子供の読書活動

「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)

【背景】 子供の読書活動を推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が平成25年5月17日閣議決定(今後おおむね5年間(平成25年度～平成29年度)にわたる施策の基本方針と具体的な方策)

○ 基本の方針 —第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(抜粋)

- (1)家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める
- (2)家庭、地域、学校において子供が読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備、充実に努める
- (3)子供の自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める

【現状】 子供の読書量: 1か月の不読率 小学生5.3%、中学生16.9%、高校生45.0% ※H25年度データ

地域間の格差: 市町村における子ども読書活動推進計画の策定率 市76.4%、町村45.3% ※H24年度データ

公立図書館の設置率 市(区)立98.3%、町立60.1%、村立25.0% ※H23年度データ

【目標】 不読率の改善: 今後10年間で不読率を半減させることを目標に、おおむね5年後(H29)に、小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下を目指す  
市町村推進計画: 市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画の策定を目指す

## 【事業】

### ○ 子供の読書活動推進ネットワークフォーラムの開催

学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進するため、「子どもの読書活動推進ネットワークフォーラム」を全国各地で開催し、それぞれの取組の紹介や子ども読書活動推進計画をはじめ、子供の読書活動を推進する諸施策や財政措置等に関する情報提供等を行う。

(フォーラムのプログラム例)

- ・「子ども読書活動推進計画」や「学校図書館図書整備5か年計画」等による学校図書館の整備充実方策に関する情報提供
- ・学校、公立図書館、読書ボランティア団体等による取組事例発表やトークセッション
- ・読書ボランティア団体による読み聞かせ、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)の実演
- ・子供の本の展示

○ ホームページによる情報提供

○ 事業企画委員会の開催



子供読書活動推進計画における読書活動の環境

#### 家庭

- ・絵本などの読み聞かせ
- ・子供との読書

#### 学校

- ・国語等を通じた読書活動
- ・朝の一斉読書
- ・学校図書館による支援

#### 公共図書館

- ・豊富な図書からの自由な選択
- ・レファレンスサービス

子供が積極的に読書活動を行う意欲を高め、生涯にわたる読書習慣を身につける

子供の読書活動を支援

### 地域の読書ボランティア団体



読み聞かせ



ブックトーク



環境整備支援

子供の読書活動に係る環境整備を促進

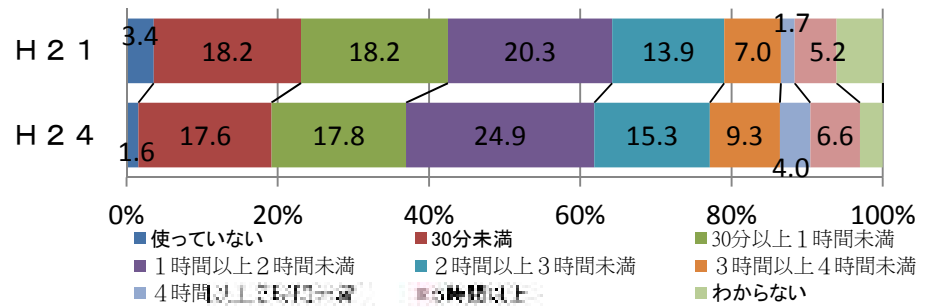
# 青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業

(新規)  
26年度予定額：6,696千円

## 現状

- ◆ 青少年による携帯電話を通じたインターネット利用が長時間化。
  - ◇ 2時間以上利用
    - 平成21年度：27.8%
    - 平成24年度：35.1%
  - ◇ 利用平均時間
    - 平成21年度：77.5分
    - 平成24年度：97.1分
- ◆ インターネット等が自分の意思ではやめられない  
いわゆる「インターネット依存」は、全国の中高生で51万8千人。  
(厚生労働省研究班(平成25年8月公表)調査)

青少年の携帯電話のインターネット利用時間 内閣府(青少年のインターネット利用環境実態調査)



## 課題

- 若い世代は、「オンラインゲーム」、「ソーシャルゲーム」などに依存しやすい。
- スマートフォンの普及により、青少年のネット依存の増加が予想される。
- 日本ではインターネット依存を解消する対策方法などが確立されていない。



## 事業の実施

### プログラムの 企画立案・評価検証



### 青少年教育施設を活用したプログラムの実施

社会的な能力を身につけることで、ネットの使用時間を自ら調整する力を育む

#### 【概要】

- ◆ 参加者がインターネットから離れて、規則正しい集団生活を体験(1週間程度)

#### 【プログラム(例)】

- ◆ 自然体験活動
- ◆ コミュニケーションを通じた活動
- ◆ 自主的にスポーツに取り組む活動
- ◆ 規則正しい生活と健康的な食事の指導

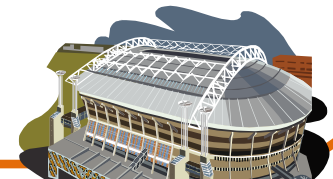


※併せて家族支援プログラムを実施



### プログラム終了後のフォローアップ

プログラム終了後も定期的に臨床心理士、メンターなどが家庭訪問を実施  
※メンター：心理系大学の学生ボランティア



※【韓国におけるインターネット依存対策】平成19年からネット依存の子どもたちを対象に11泊12日のキャンププログラム(レスキュースクール)を実施



# 有害環境から子供を守るための推進体制の構築

( 前年度予算額 : 38,028千円 )  
26年度予定額 : 29,897千円

## 現状

- ◆ スマートフォンを所有する青少年が増加。青少年による携帯電話を通じたインターネット利用が長時間化。  
○青少年が所有する携帯電話のうちスマートフォンの占める割合は、小学生では1割弱、中学生では2割半ば、高校生では5割半ば。さらに、携帯電話でインターネットを利用している青少年のうち、3割半ばが2時間以上インターネットを利用。平均時間は約100分。(H24:「青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府調)
- ◆ 青少年インターネット環境整備法がH21.4.1に施行されたが、法律名、保護者の義務、責務に対していずれも知らないという保護者は6割以上となっている。  
○法律名や保護者の義務、保護者の責務を知らないという保護者は、62.7%(H23:56.4%)(H24:「青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府調)
- ◆ 青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年インターネット環境整備基本計画がH21.6.30に策定された。  
この基本計画は3年毎に見直され、H24.7.6に基本計画(第2次)として決定された。  
○フィルタリング利用率は、やや伸び悩み傾向にあるほか、スマートフォンを始めとする新たな機器が出現し、今後青少年に急速に普及していくことが予測される。



## 課題

- 青少年がインターネットを適切に利用できるよう、情報活用能力を育成し情報モラルを身に付けさせるとともに、インターネット上の有害情報の閲覧を制限するフィルタリング利用の普及を促進するなどして青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整える。
- 基本計画(第2次)では、特に留意すべき課題として①スマートフォンを始めとする新たな機器への対応、②保護者に対する普及啓発の強化及び③国、地方公共 団体、民間団体の連携強化があげられている。

### ネット安全安心 全国推進フォーラム

- 普及・啓発方策の検討
- 全国フォーラムの実施
- 啓発資料(リーフレット)の作成・配布



### ネットモラル キャラバン隊

携帯電話やスマートフォンなどによる情報モラルや家庭でのルールづくりの重要性を周知するため、キャラバン隊を結成し、保護者等を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催する。



### 青少年安心 ネット・ワークショップ

インターネットにつながる新たな機器への対応や緊急時に有効なインターネットの活用方法などについて、青少年が自ら研修し、発信するワークショップ事業等を展開する。



### ネット対策地域支援

スマートフォンなど日々進化し急速に普及するネット環境に対応するため、地域における先進的な有害環境対策を推進する。



フィルタリングの利用増加・携帯電話やスマートフォンなどの正しい利活用・有害サイトによる被害児童の減少